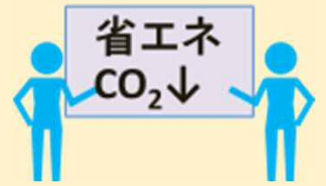


省エネ・温室効果ガスの削減に積極的に取り組もうとお考えの中小規模事業者の皆様へ



～愛知県の地球温暖化対策計画書制度を御活用ください～

★提出いただいた計画書等の内容について、県が**評価**します。
さらに、優秀な場合、評価結果や実施内容が**公表**されます！

以下の事業者の方へお勧めです！

- 省エネ・温室効果ガスの削減について、計画的に取り組みたい。
- 地球温暖化対策の内容について、対外的にアピールしたい。
- 温室効果ガスの削減率や削減対策について、客観的に評価を受けてみたい。

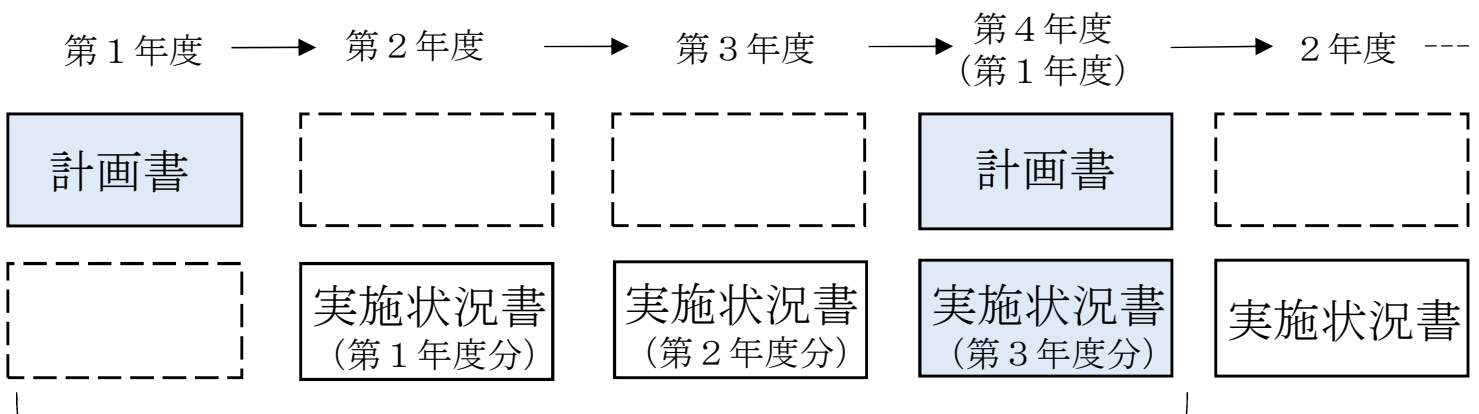
愛知県の地球温暖化対策計画書制度とは？

- 特定事業者※1裏面の計画書等の提出を義務付け（2013年4月1日～）
第1年度に計画書を提出、翌年度以降に実施状況書を3年間提出
- 制度拡充**（2019年4月1日～）
県による**評価・評価結果の公表・助言**の追加
+ **特定事業者以外(中小規模事業者)**の提出も可能になりました！ ※2裏面

評価の対象は？

- 第1年度の計画書
- 第3年度分の実施状況書

下図の水色の提出物が評価されます！



評価の内容が具体的に知りたい！

以下の3項目あり、総合評価ではなく、各項目での評価となります。
優秀な場合（S, Aランク）は、評価結果、実施内容が公表されます。

評価項目	評価対象	Aランクの評価基準
ア 温室効果ガス 排出量	削減率	・基準年度（第1年度の前年度） からの削減率の平均が2%以上
イ 削減対策 (必須+自主)	対策の実施率	・基盤対策が全て実施 かつ ・対策の実施率が100%以上※ ³
ウ 先進的・ 先導的対策	対策数	・対策をしていること

※³ 基盤対策以外の必須対策が未実施であっても、未実施の必須対策数より、自主対策の実施数が上回る場合（最大3つまで）

優秀な場合、どんな内容が公表されるの？

- ・ア～ウの評価結果（ランク）
- ・イのうち**自主対策**及びウの**先進的・先導的対策の実施内容、削減効果**

(参考) 助言について
評価結果に基づき、県が事業所に
伺い、**技術的な助言**をします。
※助言は任意で、かつ全ての事業者
が受けられるわけではありません。

イとウの違いがわからない！

イは**自社**の省エネルギーに繋がる取組、
ウは**他社や社会全体**の省エネルギーに繋がる取組となります。

※1 特定事業者

愛知県内の事業所（名古屋市外）を合計して以下の条件を満たす事業者

- ・エネルギー使用量が原油換算1,500KL/年以上
- ・CH₄, N₂O, HFCs, PFCs, SF₆, NF₃ 非エネルギー起源CO₂の排出量が3,000t/年以上かつ常時使用する従業員の数が21人以上

※2 「地球温暖化対策計画書等に関する要綱」に基づき、上記特定事業者以外の事業者も、提出が可能となりました。

ただし、**県内（名古屋市外）に工場等を有する場合**に限ります。

●問い合わせ先

愛知県環境局地球温暖化対策課 温暖化対策グループ
電話番号 052-954-6242
メールアドレス ondanka@pref.aichi.lg.jp

※県の地球温暖化計画書制度に関するウェブページでも
詳細な記入方法等を解説しています。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000004635.html>

**積極的な届出を
お待ちしております!**



愛知県 計画書

検索